

令和 8 年 7 月定例会 資料

長浜市教育委員会

令和 8 年 7 月長浜市教育委員会定例会 議事日程

令和 8 年 7 月 2 3 日（木）午後 2 時 3 0 分～
長浜市役所 5 階 教育委員会室

1. 開 会

2. 議 事

日程第 1 会議録署名委員指名

日程第 2 会議録の承認
6 月定例会

日程第 3 教育長の報告

日程第 4 議案審議

議案第 2 7 号 議会の議決を経るべき教育関係議案に関する意見について

議案第 2 8 号 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域及び幼稚園児の通園区域の
変更について

日程第 5 協議・報告事項

協議・報告① 長浜市学校いじめ問題対策委員会委員の委嘱について

協議・報告② 令和 8 年度長浜市部活動の地域展開推進協議会委員の委嘱又は任命
について

協議・報告③ 「学びの多様化学校」の状況について

協議・報告④ 令和 8 年 6 月定例会議会一般質問答弁要旨について

日程第 6 その他

3. 閉 会

令和 8 年 8 月教育委員会定例会 令和 8 年 8 月 1 9 日（水）午後 2 時 3 0 分～

議会の議決を経るべき教育関係議案に関する意見について

議会の議決を経るべき教育関係議案に関して原案のとおり同意することについて、教育委員会の議決を求める。

令和 8 年 7 月 23 日提出

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

条例・教育委員会規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：教育指導課

議案番号：第 28 号

件 名：学齢児童生徒の就学すべき学校の区域及び幼稚園児の通園区域の変更について

第 1 提出理由

長浜市教育委員会が指定している長浜北小学校に就学すべき区域の一部について、長浜小学校に就学すべき区域に変更するもの。

同じく、長浜北幼稚園に通園すべき区域の一部について、長浜幼稚園に通園すべき区域に変更するもの。

第 2 要点

長浜北小学校に就学すべき区域として指定されている「大通寺自治会」の住所地を指定区域から削除し、長浜小学校の就学指定区域に加える変更を行う。

長浜北幼稚園に通園すべき区域として指定されている「大通寺自治会」の住所地を指定区域から削除し、長浜幼稚園の通園指定区域に加える変更を行う。

第 3 施行期日

令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

学齡児童生徒の就学すべき学校の区域及び幼稚園児の通園区域の変更について

学齡児童生徒の就学すべき学校の区域及び幼稚園児の通園区域の一部を変更し、長浜市立学校及び幼稚園の就学に関する取扱い基準の一部を次のように改正することについて、教育委員会の議決を求める。

令和 8 年 7 月 23 日提出

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

長浜市立学校及び幼稚園の就学に関する取扱い基準の一部改正

長浜市立学校及び幼稚園の就学に関する取扱い基準（昭和 27 年 6 月 17 日議第 17 号）の一部を次のように改正する。

別表中「

長浜小学校	(前略) 元浜町 32番 (後略)
長浜北小学校	(前略) 元浜町 20～31番 33～35番 (後略)
長浜幼稚園	(前略) 元浜町 32番 (後略)
長浜北幼稚園	(前略) 元浜町 20～31番 33～35番 (後略)

」を「

長浜小学校	(前略) 元浜町 31番25～30号 32～35番 (後略)
長浜北小学校	(前略) 元浜町 20～30番 31番 1～24号、31～32号 (後略)
長浜幼稚園	(前略) 元浜町 31番25～30号 32～35番 (後略)
長浜北幼稚園	(前略) 元浜町 20～30番 31番 1～24号、31～32号 (後略)

」に改める。

附 則

この基準は、令和9年4月1日から施行する。

新旧対照表

新		旧	
別表：小学校通学区域一覧表		別表：小学校通学区域一覧表	
長浜小学校	南呉服町 1、2、5番 6番 1～11号、21～38号 9番 10番 1～11号、21～35号 元浜町 1～9番 10番 1～11号、16～27号 11番 1～10号、20～34号 12番 1～10号、22～38号 13番 1～9号、26～41号 14番 1～11号、22～29号 15～18番 19番 10～18号 31番 25～30号 32～35番 大宮町 1～10番 高田町 1～16番 宮前町 1～16番 神前町 1～11番 (後略)	長浜小学校	南呉服町 1、2、5番 6番 1～11号、21～38号 9番 10番 1～11号、21～35号 元浜町 1～9番 10番 1～11号、16～27号 11番 1～10号、20～34号 12番 1～10号、22～38号 13番 1～9号、26～41号 14番 1～11号、22～29号 15～18番 19番 10～18号 32番 大宮町 1～10番 高田町 1～16番 宮前町 1～16番 神前町 1～11番 (後略)
	南呉服町 3～4番 6番 12～20号 7～8番 10番 12～20号 11～14番 元浜町 10番 12～15号 11番 11～19号 12番 11～21号 13番 10～25号 14番 12～22号 19番 1～9号、18～23号 20～30番 31番 1～24号、31～32号 (後略)		南呉服町 3～4番 6番 12～20号 7～8番 10番 12～20号 11～14番 元浜町 10番 12～15号 11番 11～19号 12番 11～21号 13番 10～25号 14番 12～22号 19番 1～9号、18～23号 20～31番 33～35番 (後略)

新旧対照表

新		旧	
別表：幼稚園・認定こども園短時部 通園区域一覧表		別表：幼稚園・認定こども園短時部 通園区域一覧表	
長浜幼稚園	南呉服町 1、2、5番 6番 1～11号、21～38号 9番 10番 1～11号、21～35号 元浜町 1～9番 10番 1～11号、16～27号 11番 1～10号、20～34号 12番 1～10号、22～38号 13番 1～9号、26～41号 14番 1～11号、22～29号 15～18番 19番 10～17号 <u>31番 25～30号</u> <u>32～35番</u> 大宮町 1～7番、10番 高田町 1～4番 5番 1～6号、36～41号 6番 1～5号、23～33号 7番 1～5号、20～28号 (後略)	長浜幼稚園	南呉服町 1、2、5番 6番 1～11号、21～38号 9番 10番 1～11号、21～35号 元浜町 1～9番 10番 1～11号、16～27号 11番 1～10号、20～34号 12番 1～10号、22～38号 13番 1～9号、26～41号 14番 1～11号、22～29号 15～18番 19番 10～17号 <u>32番</u> 大宮町 1～7番、10番 高田町 1～4番 5番 1～6号、36～41号 6番 1～5号、23～33号 7番 1～5号、20～28号 (後略)
	南呉服町 3～4番 6番 12～20号 7～8番 10番 12～20号 11～14番 元浜町 10番 12～15号 11番 11～19号 12番 11～21号 13番 10～25号 14番 12～21号 19番 1～9号、18～23号 <u>20～30番</u> <u>31番 1～24号、31～32号</u> (後略)		南呉服町 3～4番 6番 12～20号 7～8番 10番 12～20号 11～14番 元浜町 10番 12～15号 11番 11～19号 12番 11～21号 13番 10～25号 14番 12～21号 19番 1～9号、18～23号 <u>20～31番</u> <u>33～35番</u> (後略)

長浜市学校いじめ問題対策委員会委員の委嘱について

【令和8年度解任】

専門分野	補 職	氏 名	任期
教育	元警察官（警察OB） 青少年育成アドバイザー	藤岡 昌行	令和7年12月1日～ 令和9年11月30日
教育	元長浜市立田根小学校校長（元校長） 木之本教育指導事務所	吉田 浩之	令和7年12月1日～ 令和9年11月30日
心理	元神戸親和女子大学学長 （臨床心理士）	山添 正	令和7年9月1日～ 令和9年8月31日

【令和8年度就任】

専門分野	補 職	氏 名	任期
心理	さざなみ学園副園長	野々村 一也	令和8年6月1日～ 令和9年8月31日

【令和8年度再任】

専門分野	補 職	氏 名	任期
教育	元長浜市立木之本小学校校長 （元校長）	中川 誠一郎	令和8年6月1日～ 令和10年5月31日

【（参考）令和7年度就任】

専門分野	補 職	氏 名	任期
法律	彦根協同法律事務所（弁護士）	高橋 陽一	令和7年9月1日～ 令和9年8月31日
教育	元滋賀文教短期大学准教授 （学識経験者・スクールソーシャルワーカー）	小林 美保子	令和7年9月1日～ 令和9年8月31日

長浜市学校いじめ問題対策委員会規則より抜粋

（委員）

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱又は任命する。

- （1） 学識経験を有する者
- （2） 弁護士
- （3） 臨床心理士
- （4） その他教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任されることができる。

令和８年度長浜市部活動の地域展開推進協議会委員の委嘱又は任命について

長浜市部活動の地域展開推進協議会の任期満了に伴い、以下の１４人に委員を委嘱又は任命しましたので報告します。

No.	団体名	氏名
１	長浜市スポーツ協会の代表	中川 順博
２	長浜市スポーツ推進委員会の代表	川村 宜純
３	長浜市スポーツ少年団の代表	八田 忠士
４	長浜市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会の代表	橋本 孝子
５	長浜市文化芸術協会の代表	清水 峯生
６	長浜音楽協会の代表	北村 常男
７	長浜市民芸術文化創造協議会の代表	磯崎 真一
８	(公益財団法人) 長浜文化スポーツ振興事業団の代表	高田 清雄
９		服部 雅史
１０	長浜市校長会長	寺橋 豊広
１１	長浜市中学校体育連盟支部長	丹治 和裕
１２	長浜市ＰＴＡ連絡協議会の代表	吉田 誠
１３	長浜市市民協働部長	元村 徹
１４	長浜市教育委員会教育部長	宮川 芳一

【任期】 令和８年７月１日～令和９年３月３１日

令和８年度第１回長浜市部活動の地域展開推進協議会の開催日を任期の始期としています。

長浜市部活動の地域展開推進協議会設置要綱より抜粋
(組織)

第３条 推進協議会は、委員１６人以内をもって組織する。

２ 委員は、別表に掲げる者のうちから、教育長が委嘱又は任命する。

別表(第３条関係)

長浜市スポーツ協会の代表
長浜市スポーツ推進委員会の代表
長浜市スポーツ少年団の代表

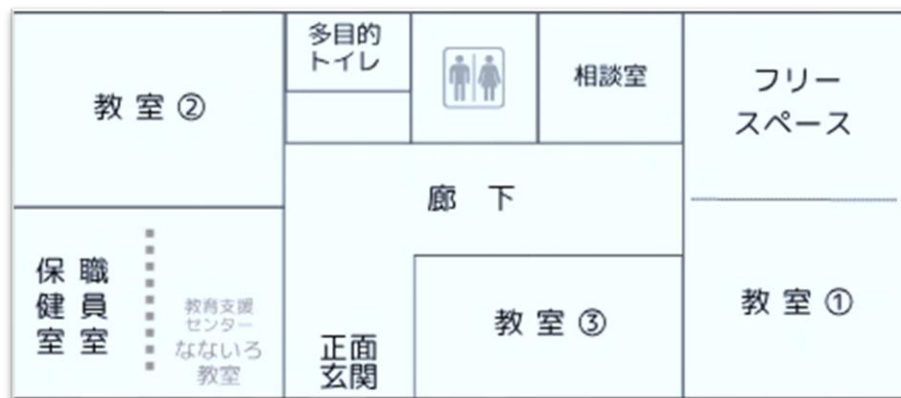
長浜市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会の代表
長浜市文化芸術協会の代表
長浜音楽協会の代表
長浜市民芸術文化創造協議会の代表
(公益財団法人) 長浜文化スポーツ振興事業団の代表
長浜市校長会長
長浜市中学校体育連盟支部長
長浜市PTA連合会の代表
長浜市市民協働部長
長浜市教育委員会教育部長
その他教育委員会が必要と認める者

「学びの多様化学校」の状況について

1 学びの多様化学校の概要

増加する不登校児童生徒への対策として、不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育が実施する文部科学省指定の学校で、学校教育法施行規則第 56 条・第 79 条・教育機会確保法第 10 条等に基づいて文部科学大臣が指定するものです。令和 8 年 4 月現在全国で 84 校（公立学校 59 校、私立学校に 25 校）が設置されています。

長浜市では、浅井中学校を本校とする「分教室型」で本年 4 月に開校しました。学校平面図は以下の通りです。



令和 8 年 4 月現在、1 年生 4 名、2 年生 7 名、3 年生 4 名、合計 15 名が在籍しています。市内全域から通学してくる子どもたちの登下校の時刻に配慮し、登校を 9:30、下校を 14:30 とし余裕をもって学校生活を送れるようになっています。通学方法は、子どもたちや保護者の意向に合わせて柔軟に対応しています。徒歩、自転車、保護者送迎での通学が多いですが、自宅の最寄り駅から JR を利用して、虎姫駅まで来て、タクシーに乗って通学している生徒もいます。なお、このように公共交通機関を利用した通学にかかる交通費は全額市が負担しています。

右に示した時間割をもとに 1 週間ごとに週予定を作成して学習を進めています。

	時間	月	火	水	木	金
朝	9:30	登 校				
1	9:35～10:05	ラ ボ タイム				
2	10:10～10:50	理科	英語	理科	英語	理科
3	10:55～11:35	国語	社会	社会	社会	国語
4	11:40～12:20	数学	保健体育	国語	数学	英語
	12:25～13:10	給 食 ・ 休 憩				
	13:10～13:25	ベースタイム				
5	13:25～14:10	ラボ	学活	総合	ラボ	総合
	14:10～14:20	ゆとりの時間				
終	14:30	下 校				

2 教育課程・特色ある取組の実施状況

標準 1015 時間のところ、875 時間と縮減し、3 つの特徴的なカリキュラムにより補完しながら学習を進めています。

教科名	特設教科		各教科						特別の教科 道徳	総合的な学習 の時間	特別活動
	探究 ラボ	アクティ ブラボ	国語	社会	数学	理科	保健 体育	外国語			
1 年	105	70	105	105	105	70	70	105	35	70	35
2 年	105	70	105	105	70	105	70	105	35	70	35
3 年	105	70	70	105	105	105	70	105	35	70	35

(1) 探究ラボ（探究を通じた社会参画）

単なる知識の習得ではなく、地域社会と深く関わりながら「答えのない問い」に取り組む実践型の学習です。

- ① 教科横断的な視点から地域の課題解決に取り組む STEAM 教育を実践することで、各教科の知識を統合的に活用する力を育み、生徒一人ひとりの将来のキャリア形成を具体化させます。
- ② 長浜曳山祭りや浜ちりめん、長浜城歴史博物館などの地元の歴史や伝統・産業を教材として活用し、専門家や大学生ボランティアといった多様な大人との交流を通じて、社会との接点を構築します。
- ③ 行事の企画から運営に至るプロセスを重視した学びを通じて、他者と支え合う「協働する力（対人関係能力）」や、自らを律して目標に向かう「やり抜く力（自己調整能力）」といった非認知能力を養います。

(2) アクティブラボ（心の居場所と自己受容）

生徒の心のエネルギーを蓄え、安心して自分を表現できる心の土台を育みます。

- ・スポーツや音楽、アート、ものづくりといった多様な表現活動を通じて、言葉だけでは伝えきれない生徒の心の声を形にする場を提供し、自己表現の喜びを育みます。
- ・何かに没頭できる時間の提供を通じて、生徒が自身の不安や孤独感と向き合い、自分をありのままに受け入れる「自己受容」への第一歩を後押しします。

(3) ベースタイム（自律を支える「自己管理サイクル」）

自らの学びを自ら律する「セルフマネジメント」の時間を毎日設定します。

- ・月曜朝に一週間の目標を立て、毎日給食後にその進捗をセルフチェックすることで、午後の活動形態を自らの状況に合わせて再選択し、主体的に学びを組み立てる力を養います。毎日、下校前に 1 日の学びの振り返りをしています。
- ・10 分間の集中時間を活用し、AI ドリルや読書など個々の習熟度に応じた活動に取り組むことで、基礎学力の着実な定着と学び直しを支援します。

また、児童生徒一人ひとりの心身の状況や生活リズムに応じて、多様な学びの場と機会を柔軟に提供しています。例えば、体調等により登校できなかった生徒には、その日の学習内容を撮影した動画教材を個別に送付し、自宅でも学びを継続できるようにしています。また、日中の登校が難しい場合には放課後の時間帯での登校を受け入れ、落ち着いた環境で学習や相談ができるよう配慮しています。さらに、登校自体が難しい状況にある生徒に対しては、自宅での学習を支援し、学びが途切れないよう働きかけています。このように、「決まった時間に、決まった場所で」という一律の形にとらわれず、その子にとって無理のない方法で学びにつなげることを重視し、社会的自立に向けた歩みを一人ひとりのペースで支えています。

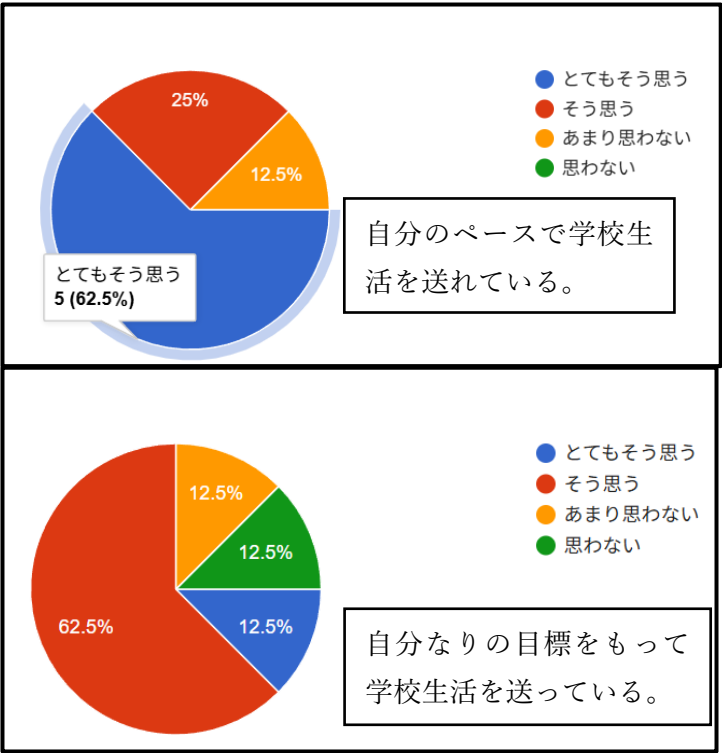
4 生徒の変容

令和 8 年 4 月の開校以降、3 か月が経過して、学校生活を送る中で、多様化学校の教職員との関係や子どもたち同士の関係性が深まってきた様子が見られます。個人差はあるものの昨年度よりも学びの楽しさを感じている生徒や、出席日数が増えた生徒もいます。

一律の登校を促した結果ではなく、放課後登校や自宅学習など、その子に応じた学びの場を柔軟に用意する中で、子どもたち自身が「行ってみよう」「学んでみよう」と思える機会が少しずつ増えてきたことの表れと受け止めています。出席率の数値は、本校の取組の成果を示す一つの指標ですが、「出席できること」そのものが子どもたちの成長の大きさを測る物差しではないと考えています。自宅で学びに向かう時間や心の状態を整えようとする日々の一つ一つがその子にとってかけがえのない歩みになっています。学びの継続を支える取組の一つの手がかりとして、前年度との出席状況の変化で出席率が増加した生徒を表に整理しました。

また、6 月末現在、「自分のペースで学校生活を送れている」という問いに対して肯定的な回答を示したのが、87.5%でした。一方、「自分なりの目標をもって学校生活を送っている」については、肯定的な回答が 75%で否定的回答が 25%であった

	4/5/6月出席率	昨年度出席率
A	29.6%	1.5%
B	100.0%	15.4%
C	31.5%	48.7%
D	90.7%	41.0%
E	79.6%	35.5%
F	90.7%	88.8%
G	63.0%	81.7%
H	35.2%	80.7%
I	31.5%	73.1%
J	18.5%	33.5%
K	53.7%	49.2%
L	64.8%	5.1%
M	20.4%	41.6%
N	96.3%	44.2%
O	37.0%	17.3%



ので、今後もその子に寄り添いながら、自らを律して目標に向かう「やり抜く力（自己調整能力）」といった非認知能力を育んでいきます。

5 施設・環境整備の状況

開校後の運営を進める中で、以下のような整備・調達を行いました。まず、校内のネットワーク環境について、通信状態が十分でなく、タブレット端末の使用に支障が生じる場面がありました。この点については、現在、環境の改善に向けた対応を進めていただいているところです。また、空調設備のない教室につきましては、スポットクーラーを譲り受け、暑さへの対応を図りました。このほか、閉校した学校から必要な備品を調達するなど、既存の資源を有効に活用しながら、教育環境の整備に努めています。

6 今後のスケジュール・次年度に向けて

（１）年度後半の取組について

引き続き、生徒一人ひとりの状況に合わせた学習を、個別の指導計画をもとに教職員が組織的に連携しながら継続してまいります。個々の状態やペースを丁寧に見取りながら、その子に応じた学びを途切れさせることなく支えてまいります。

（２）令和９年度の生徒募集について

現在、小学校および義務教育学校の６年生を対象に募集を進めています。今後、見学会や個別の相談の機会を設けるとともに、夏休みには「ミニ体験入室」、秋には「体験入室」を実施する予定です。その後、面談および審査会を経て、令和９年度の入室へとつなげてまいります。

なお、募集の対象とならない児童生徒につきましても、引き続き相談を受け付けています。あわせて、校外の教育支援センターとも連携を図りながら、不登校児童生徒に対する支援を継続してまいります。

令和 8 年 6 月定例月議会一般質問答弁要旨

■個人一般質問

01-2 長浜市における中学校部活動等の貸切バス利用支援制度の必要性について

質問者	加納 義之	答弁者	教育部長	担当課	教育指導課
質問要旨					
近年、貸切バス料金は国の新公示運賃制度や運転手不足の影響により、10～30%の値上がりが続いています。特に中学生の部活動や大会遠征では、拘束時間が長くなるため料金が高額化し、保護者負担が増大しています。長浜市として、子どもたちの健全育成と教育機会の確保の観点から、部活動・大会遠征に係る貸切バス費用の一部を市が支援する制度の創設が必要だと考えます。そこで以下質問を致します。 (1) 新潟県の北越高校で、部活動の移動中のバスの事故発生について 5月6日、新潟県の北越高校で、部活動の移動中にバス事故が発生し、生徒が死傷するという痛ましい事案が起きました。この事故は、部活動における移動の安全管理が全国的に問われていることを示しています。まず、本市として、中学校部活動における移動手段の現状と、安全面の課題をどのように認識しているのかお伺いします。					
答弁要旨					
新潟県の部活動遠征中におけるバス事故は極めて痛ましいことであり、哀悼の意を表しますとともに、改めて移動時における安全管理の重要性を強く認識したところです。 本市の中学校部活動における移動手段の現状としては、市が所有する教育バス、貸切バス、公共交通機関が主な移動手段でございます。市内12校の中学校および義務教育学校における昨年度のバス利用については、教育バスは64回、貸切バスは、中体連の大会や吹奏楽コンクール等で40回、それ以外の遠征で16回でございました。 本市におきましては、5月11日付で、中学校・義務教育学校に対し「部活動遠征における移動手段の安全確保および事故防止の徹底について」の通知を発出いたしました。通知では、貸切バス利用時の営業用許可の確認、業者の安全運行管理体制の確認、公共交通機関利用時の安全指導、緊急連絡体制の整備等について示したところでございます。加えて、6月2日の校長会におきましても、改めて口頭で周知したところでございます。 今後につきましては、各学校の危機管理マニュアルの点検を進め、必要に応じて改定を行なう等、安全管理体制の確立が急務であると考えております。引き続き、生徒の安全確保に万全を期すよう努めてまいります。					

質問者	加納 義之	答弁者	教育部長	担当課	教育指導課
質問要旨					
(2) 中学校の部活動における貸切バス利用の現状と保護者負担について 近年、貸切バス料金が全国的に10～30%値上がりしており、特に中学生の部活動や大会遠征では、拘束時間が長くなるため、1回の利用で10～15万円くらいになり保護者負担が重く、利用をためらうケースが増えています。この状況について、市としてどのように受け止めているのかお伺いします。					

答弁要旨
貸切バス料金が全国的に値上がりしており、部活動遠征における保護者負担が増える傾向にあって、利用をためらうケースがあることは、認識しているところでございます。 本市の中学校部活動における交通費補助の現状についてご説明いたします。中体連等の大会参加に係る交通費につきましては、ＪＲ及び路線バス利用時に全額または３分の２の補助を行っております。また、吹奏楽コンクール等における補助といたしまして、楽器運搬費の補助や貸切バス利用料の半額を補助しているところです。 また、部活動遠征における移動手段につきましても、市が所有している教育バスを有効に活用するとともに、公共交通機関の利用も含め、保護者の負担軽減と移動時の安全確保に努めているところでございます。

質問者	加納 義之	答弁者	教育部長	担当課	教育指導課
質問要旨					
(３) 中学校部活動遠征交通費支援の必要性について 北越高校の事故をはじめ、全国で移動中の事故が相次ぐ中、「安全な移動手段の確保」は教育行政として最優先課題です。本市として、中学校部活動の貸切バス利用に対し、１台あたり１～３万円を補助する『部活動遠征交通費支援制度』を創設することを検討してはどうかと考えます。子どもの安全確保、教員の負担軽減、保護者負担の軽減、地域移行との整合性、これらを同時に達成できる施策だと思いますが、市の見解をお伺いします。					
答弁要旨					
部活動遠征時の移動における安全確保は、極めて重要な課題であると認識しており、「移動手段」「引率体制」「緊急連絡体制」等については、市内各校へ通知し、職員間での情報共有と管理職による確認の徹底を図ったところです。 また、移動時における補助としては先ほどお伝えしました通り、公共交通機関の補助や楽器運搬費や貸切バスの一部補助をしており、教育バス等の活用を含めた移動手段の工夫により、保護者負担の軽減に努めているところです。 なお、貸切バスの料金上昇に伴う保護者負担の軽減等につきましては、今後の課題であると考えております。					

02-1 長浜市立学校施設の簡易型 ESCO 事業による照明設備 LED 化委託業務について

質問者	杉本 英一	答弁者	教育部長	担当課	教育総務課
質問要旨					
(１) 公募型プロポーザル方式で実施された理由について いろいろな事業に於いて、業者を選定するときは、一般競争入札で価格競争が最も公平な手段であると確信するものであるが、何故今回公募型プロポーザルで実行されたのかを尋ねます。					
答弁要旨					
市立学校等施設の照明設備ＬＥＤ化につきましては、ゼロカーボンシティの実現と省エネルギー化を図るため、令和９年末で蛍光灯の製造及び輸出入が終了となることに合わせて、令和７年度から国の財政支援を受け順次取り組みを進めているところです。					

事業の実施にあたりましては、公募型プロポーザル方式の簡易型ＥＳＣＯ事業を採用し、事業者を選定することといたしております。より効果的にＬＥＤ化の目的を達成するため、価格に加え、将来的な省エネルギー効果や施工計画、技術的な提案、施工中の児童・生徒への安全や学校園の運営への配慮などを総合的に評価し、最適なものを選定できることから簡易型ＥＳＣＯ事業により照明設備のＬＥＤ化を進めるものです。この事業では、エネルギーに関わる専門業者のノウハウを活かし、定められた価格の中でその施設の状況調査に基づく省エネルギー効果の検証、最適な器具の選定と配置の設計、施工方法までの一体的な提案に基づき施工するため、施設にとって最適な効果につながるという利点があります。反面、削減効果を確実に発揮するための技術力や提案内容の質が事業の成果を左右するため、提案の慎重かつ厳正な審査が必要となります。

審査にあたりましては、選定委員会を設置し、あらかじめ定めた品質や省エネルギー効果、地元事業者の参入等にかかる評価基準に基づき、専門的知見をもとに公正に審査を行っております。また、選定委員会の設置規程や評価基準、選定結果の公表を通じて、透明性の確保にも努めているところでございます。

今後におきましても、限られた財源の中で最も効果的に事業の成果を得られるよう、施設に応じた最適な手法を選択し取り組んでまいりたいと考えております。

質問者	杉本 英一	答弁者	教育部長	担当課	教育総務課
質問要旨					
(2) 設置状況について 現在までに、整備が終わった学校は、具体的にどこなのかを尋ねます。					
答弁要旨					
本事業につきましては、先ほどお答えしましたとおり令和7年度から順次取り組みを進めており、昨年度においては長浜小学校、木之本小学校、西中学校の3小中学校において整備を完了しております。					

質問者	杉本 英一	答弁者	教育部長	担当課	教育総務課
質問要旨					
(3) 今後の整備の順序について さらに今年度の認定こども園・保育園・幼稚園、小中学校の整備の予定について及び、整備の順序の決め方についてお尋ねします。					
答弁要旨					
今年度におきましては、神照小学校、湯田小学校、速水小学校、高月小学校の4つの小学校と、南中学校、高月中学校の2つの中学校での整備を進めております。					
また、整備の順序につきましては、建築時に導入済みのものを除く47施設を対象とし、各施設の照明設備の老朽化の程度や施設の規模、財政負担等を勘案し、決定しております。					
今後の学校・園の状況、施設の状況、国の事業採択や社会情勢によるところもありますが、令和9年末の蛍光灯の製造終了を踏まえ、令和11年度をめどに、できるだけ速やかに教育・保育の環境向上にかかる整備を進めてまいります。					

04-1 長浜市の教育について

質問者	田中 真浩	答弁者	教育長	担当課	教育指導課
質問要旨					
(1) 長浜市の道徳教育について 教育現場では多くの問題が山積しています。いじめ問題、不登校児童生徒の増加が特に大きな問題だと言われていますが、いじめの加害者・被害者側両方に対する心のケア、不登校児童への心のケアに対しては、専門家の意見や国の教育綱領もとに様々な取組がなされている事には疑う余地もありません。しかしながらこのような取組のほとんどが対症療法であり、本質への解決には近づいていないように思えます。本質の解決には対症療法だけでなく、体質の改善が必要だと考えます。体質改善に必要なものは、健康面なら鍛錬、精神面なら道徳といえます。 長浜市は道徳教育の重要性をどのように考えていますか。また方針などあればお聞かせください。					
答弁要旨					
道徳教育は、子どもたちが自分を大切に、他者を思いやり、よりよく生きようとする心を日々の教育活動の中で育む、極めて重要なものと認識しています。 本市では、「第4期長浜市教育振興基本計画」に「道徳教育の充実を図り、学校の教育活動全体を通して他人を思いやる温かい心を育むとともに、わがまち・長浜を愛する子どもの育成を図る」ことを掲げております。 現在学校では、道徳科の授業を要としつつ、互いを尊重し合う学校文化の醸成に努めるとともに、地域と連携し、学んだことを生かして行動できる道徳的実践力を高めているところです。 今後も家庭や地域と連携し、他者を思いやる心と人権を尊重する実践的な態度の育成を推進してまいります。					

質問者	田中 真浩	答弁者	教育長	担当課	教育指導課
質問要旨					
(2) 長浜市の歴史教育について <愚者は経験に学び賢者は歴史に学ぶ>という言葉がありますが、今を生きるため、将来を創るために歴史という学問は非常に大切なものであり、歴史を忘れた国、歴史を奪われた国、また言語を奪われた国は滅亡すると歴史が証明しています。 それほど大切な歴史教育に対し、長浜市の歴史教育への力の入れようはいか程のものでしょうか。力を入れておられるほうでしょうか。他自治体に比べ力を入れている部分、特色のある歴史教育などあれば、お聞かせください。					
答弁要旨					
歴史教育は、児童生徒が我が国や郷土の歴史・文化への理解を深め、先人の知恵や歩みに学びながら、現在そして未来を主体的に生きる力を育む上で大変重要なものと認識しております。本市は、長浜城をはじめ、国宝・重要文化財に指定される数多くの観音像や曳山文化など、豊かな歴史文化遺産に恵まれております。各学校では、こうした地域資源を活用し、郷土への理解と愛着を深める学習に取り組んでおります。 具体的には、余呉小中学校では、生活科や総合的な学習の時間を「よごふるさと科」と名づけ、9年間を通して学習を行っており、その中で余呉の祭りや行事、伝統を学んでおります。また、小谷小学校では、毎年開催する「城まつり」に向けて、全学年がふるさと学習に取り組んでおり、学年に応じて、					

実際に小谷城へ登って山城について学んだり、地域ゆかりの戦国武将について調べたりしております。西中学校では伝統文化学習を実施し、生徒が曳山祭について学び、祭前日には曳山ガイドを実施しています。具体的に3つの学校を紹介しましたが、これらの学校だけでなく、本市のすべての学校で地域に根差した学びを進めております。

他自治体との比較は難しいものの、本市の特色は、豊かな歴史文化資源を身近な教材として活用し、子どもたちが実際に見て、触れて、体験しながら学ぶ歴史教育を展開しているところです。今後も、長浜ならではの歴史文化を生かした教育を推進し、郷土に誇りと愛着を持つ子どもたちの育成に努めてまいります。

07-1 性に関する指導について

質問者	岩川 信子	答弁者	教育長	担当課	教育指導課
質問要旨					
(1) 普通学級における性教育について 長浜市立小中義務教育学校の普通学級において、現在どのような性に関する指導を実施しているのか。指導内容や実施状況、課題及び今後の取組についてお聞かせ下さい。					
答弁要旨					
本市では、性に関する正しい知識を育むだけでなく、人権教育や命の教育などの学びを通して、自分や相手を尊重する態度を育むことを目指し、包括的性教育の考え方に基づいた指導を進めているところです。					
具体的には、小学校低学年では、自分や他者を大切にすることや、命の大切さ、体の大切な部分を知り、自分の身を守る方法を学んでおります。小学校高学年から中学校にかけましては、体育科・保健体育科の授業を中心に、体や心の発達、性に関する正しい知識を学ぶとともに、LGBTQ など互いの違いを尊重し合う学習も進めております。					
また、各教科の授業に加え、養護教諭による授業や、医師、助産師などの外部講師を招いた出前授業を実施する等、各学校に応じた取組を実施しております。					
一方で、SNS 等の普及により様々な情報が溢れる中、児童生徒が正しい情報を選択し、適切に判断する力をいかに育むかが課題であると考えています。また、この取り組みを効果的に進めるためには、保護者との共通理解を図ることが重要であると認識しております。					
今後も引き続き学習指導要領に準拠し、児童生徒の発達の段階に応じた指導を着実に進めてまいります。それとともに、命を大切にし、自他を尊重する心を育む指導に、より一層取り組んでまいります。					

質問者	岩川 信子	答弁者	教育長	担当課	教育指導課
質問要旨					
(2) 特別支援学級における性教育について 長浜市では、特別支援学級において、人との関わり方やプライベートゾーン、自分や相手を大切にするための性教育はどのように行っているのかお聞かせください。					
答弁要旨					
性教育については通常の学級、特別支援学級の区別はなく、子どもたち一人ひとりが、自分や相手					

を大切にし、安心して生活していく力を育む上で、大変重要なものと認識しております。

特別支援学級におきましては、本人や保護者の思いに寄り添いながら、一人ひとりの発達の段階や特性に応じたきめ細かな指導を行っています。具体的には、人形やイラストなどの教材を活用し、体の大切な部分であるプライベートゾーンについて理解を深めるとともに、人との適切な距離のとり方や関わり方について繰り返し丁寧に指導しています。また、自分の身を守る方法を身につけ、性犯罪や性暴力から自らを守る適切な行動がとれるよう取り組んでおります。

また、特別支援学級の子どもたちは、自らの思いを言葉で伝えることが難しい場合もございます。担任や養護教諭等が連携し、日々のわずかな変化も見逃さず、子どもたちの小さなサインを受け止められるよう努めております。

今後も、子どもたちが自分も相手も大切にする心を育めるよう、医師や助産師などの専門家や家庭との連携を一層深めながら、着実に取り組んでまいります。

質問者	岩川 信子	答弁者	教育長	担当課	教育指導課
質問要旨					
(3) 教員研修体制について 本市における性に関する指導に係る教員研修の実施状況と内容についてどのように認識しており、教員が安心して指導に当たるための支援体制や、今後の研修体制の充実に向けどのように取り組んでいくのかお聞かせください。					
答弁要旨					
本市では、先ほどお答えしました通り、性に関する指導について医師や助産師など外部専門家による出前授業を実施しており、その事前研修として教職員が専門的知見に触れる場としても活用してまいりました。 一方で、性に関する指導は内容が繊細で、教員が指導に不安を抱きやすい分野です。 そのため教員の支援体制として、管理職や養護教諭を含めたチームで対応する体制を整えるとともに、文部科学省の教材や指導の手引き等の活用を促し、教員の不安軽減を図り、自信を持って指導にあたれるように努めてまいります。 今後は、教育センターの研修等を活用し、性に関する指導や「生命の安全教育」の趣旨を体系的に学べるよう、研修内容の充実に進めてまいります。					

10-3 長浜市小学校陸上記録会の開催意義と今後の在り方について

質問者	藤井 登	答弁者	教育長	担当課	教育指導課
質問要旨					
(1) 小学校陸上記録会の教育的意義と方式変更の理由について 長浜市小学校陸上記録会は、記録を競うだけでなく、陸上競技場という特別な舞台で挑戦し、他校児童との交流や学校代表としての誇りを育む教育活動であったと考えます。教育委員会は、なぜ通信大会方式への移行が必要であると判断したのか伺います。					
答弁要旨					
誰一人取り残さない教育を目指す本市において、小学校陸上記録会の意義は、一部の児童のみが参加するだけではなく、全ての児童が自身の記録更新に挑戦し、成長を実感することであると考えます。 現在開催いたしております記録会には、数多くの課題がございます。まず、移動に利用するバスの					

必要台数が確保できないこと、当日は校長、体育主任、引率教員が多数学校を離れることにより、残留児童の安全管理が十分にできないことや当日の児童の学習保障が難しくなること、小規模校においては出場する選手の選抜が難しい状況が発生しています。

これらに加え、昨今の猛暑・酷暑の影響により運動会の開催時期が10月に集中すること、大会運営や駐車場に係る必要人員の確保が難しいことなど、様々な要因が重なっております。

こうした課題を踏まえ、記録持ち寄りによる通信大会方式に変えていくことで、教育的意義を維持しながら、継続していけるものと考えております。

質問者	藤井 登	答弁者	教育長	担当課	教育指導課
質問要旨					
(2) 通信大会方式と従来開催の教育的価値について					
新たな通信大会方式では、各学校で記録を測定し、市全体で集計する形となります。しかし保護者からは、「それは本当に記録会と言えるのか」「子どもたちの達成感や 挑戦する気持ちにつながるのか」との疑問の声もあります。教育委員会は、従来開催と比較して何を守り、何が変わると考えているのか伺います。					
答弁要旨					
先ほどお答えしましたとおり、本市における小学校陸上記録会の意義は、児童が自身の記録更新に挑戦し、成長を実感することであり、通信大会方式へ移行することに伴い、5、6年生全員を対象とした実施が可能であると考えております。					
対象学年すべての児童が参加でき、学校運営の負担も軽減されることで、より多くの児童が記録会の本質的な教育的価値を享受できるようになるものと考えております。					

質問者	藤井 登	答弁者	教育長	担当課	教育指導課
質問要旨					
(3) 記録会継続に向けた工夫と保護者・現場との対話について					
教育委員会は、小規模校の負担や学校運営上の課題、教職員の働き方改革等を理由として挙げております。					
しかし保護者の中には、「中止ありきではなく、続ける方法をもっと考えてほしい」という声があります。					
学校規模に応じた役割分担の見直しや、地域・保護者との連携、運営方法の工夫など、一堂開催を継続するための方策について、どこまで検討されたのか伺います。					
答弁要旨					
小学校陸上記録会については、これまでの一部の児童のみが参加する集合形式から、すべての児童が参加できる通信制方式に変えることで、それぞれの児童が記録更新に挑戦し、自分自身の成長を実感する機会を得られるようにしたいと考えております。このことを踏まえ、これまでの成果と課題について小学校体育連盟や校長会で協議を重ねたうえで、通信制方式とすることとしました。					
参加希望制の記録会や大会につきましては、県が主催する記録会や本市陸上競技大会等の機会を提供いたしており、本市の記録会の教育的意義を考慮した結果、通信大会方式での継続実施が最適であると判断いたしました。					

10-4 第4期長浜市教育振興基本計画の策定意義と実効性について

質問者	藤井 登	答弁者	教育部長	担当課	教育総務課
質問要旨					
(1) 第4期教育振興基本計画における「新しさ」と現状認識について 第4期計画では、基本方針や基本目標が第3期と同一文言となっております。 理念や教育大綱の継続性は理解する一方で、この5年間には、コロナ禍、不登校増加、ICT教育の進展、多様性への対応など、教育環境は大きく変化しました。 また、就学前教育、生涯学習、文化財保護などの「現状と課題」についても、第3期と近い表現が見られます。 教育委員会として、第3期から第4期への改定にあたり、「何を継承し、何を見直したのか」、第4期の「新しさ」をどのように整理されたのか伺います。					
答弁要旨					
教育振興基本計画は、本市の教育理念・指針を具体化する計画として、教育基本法に基づき策定するものです。第4期計画においては、第3期計画策定時と同じ教育大綱を土台としていることから、基本方針及び基本目標についても第3期を継承しております。 また、第3期計画における5年間の取組においても、様々な成果と課題を得たところであり、方針と目標を継承しつつも、より効果的に成果につなげられるよう、施策を51から38に集約するとともに、成果を測るための指標を53から65へと拡充し、見直しを図っております。 一方で、この5年間で教育環境は大きく変化いたしました。国が令和5年に策定した第4期教育振興基本計画では、社会の現状や課題、展望を踏まえ、「2040年を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」のコンセプトのもと、「主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善」や「多様な教育ニーズへの対応」などが教育方針として位置付けられました。これらは、本市の第4期計画において、学びの多様化学校を代表とする「すべての子どもたちが安心して学ぶ機会の提供」や「長浜スタイルによる授業改善の取組」といった、本市としての新しい施策として反映しております。 このように、基本方針・基本目標という大きな器は継承しつつ、その中で取り組む具体的施策を、第3期計画の成果検証を踏まえ、たうえで見直し、かつ社会の変化や教育環境の多様化への対応を図ったことが、第4期計画の特徴であると考えております。					

質問者	藤井 登	答弁者	教育部長	担当課	教育総務課
質問要旨					
(2) アンケート設計と計画検証の在り方について 第4期計画では、多くのアンケート結果が掲載され、市民や子どもたちの声を取り入れようとする姿勢は大変重要であると感じています。 一方で、第3期と比較すると設問変更も多く、「5年間で何が変わったのか」を単純比較しにくい部分があります。 教育行政は短期間で成果が見えるものではないからこそ、継続的な経年比較による検証も重要ではないでしょうか。 教育委員会として、アンケート設計や第3期計画の検証をどのような考えで行ったのか伺います。					

答弁要旨
第４期計画におきましては、児童生徒や保護者、教職員等へのアンケートのほか、全国調査や実際の事業実施結果など各施策の成果を測る指標として様々なものを設定しております。 ご質問の継続的な経年比較は施策の効果を検証する上で、重要であると認識しております。したがって、第４期計画においても、例えば「豊かな心」と「健やかな体」の育成における自尊感情の高揚や食育の推進など、第３期計画から継続的に取り組んでいる施策においては、継続した指標を活用しております。 一方で、「すべての子どもたちが安心して学ぶ機会の提供」や「長浜スタイルによる授業改善」など、社会情勢や教育環境の変化、課題の多様化への対応として新たに掲げた施策においては、それに見合う成果指標とする必要がありますので、改めて適切なアンケートや調査結果を設定しています。 また、第３期計画での取組の検証は、アンケートや各種調査結果のほか、ワーキンググループや外部の事務評価委員会による評価を通じて広く意見をいただき実施しています。検証で得た成果と課題を第４期計画でより効果が高い施策として位置づけ、基本目標の達成に向け取組を進めているところでございます。

質問者	藤井 登	答弁者	教育長	担当課	教育総務課
質問要旨					
(３)「誰一人取り残さない教育」と計画の実現について 第４期計画では、「誰一人取り残さない教育」という理念が強く打ち出されていることを評価しております。 一方で、現場では、不登校、学習格差、発達特性、外国籍児童、ヤングケアラー、教員不足や働き方改革など、多様な課題が複雑化しています。 理念を掲げるだけではなく、実際に現場でどう実現していくのが重要です。 教育委員会として、第４期計画を現場・家庭・地域とどのように連携しながら実現し、特に今後５年間で重点的に進めたい支援をどのように考えているのか伺います。					
答弁要旨					
学校園における課題が複雑化・多様化する中、第４期計画の施策には、「誰一人取り残さない教育」の理念を強く反映しております。同時に、この理念の実現と施策の実行には、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を、地域社会全体で支える体制が不可欠であると考えております。 こうした支援体制が効果的に機能するよう、本計画では、目標に応じた、学校園・家庭・地域・行政の連携による施策を体系化しています。例えば、子どもたちの生きる力を切れ目なく育むための学校園の連携、言葉の力を育成するための家庭・図書館との連携、不登校に対応するためのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等との連携、虐待や発達支援、経済的に困窮する家庭への支援など福祉部門との連携、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるための学校運営協議会などとの連携です。 こうした学校園・家庭・地域・行政との連携により、計画の基本方針である「つながりあい、学びあい、豊かに生きる人づくりをめざす『ながはま』」の『つながりあい』の実現に重点を置いて進めてまいります。					

15-4 デジタル教育環境とアナログ（紙）教材等の重要性や美文字が書きにくい子ども達の課題対応について

質問者	矢守 昭男	答弁者	教育長	担当課	教育改革推進課
質問要旨					
（１）デジタル教育環境とアナログ（紙）教材等の重要性について 現在はタブレット端末学習が行われています。しかし基本的な学習をより身につけるため、ノートに書く、ワーク、ドリルなど、手を動かして問題を解くことは学習に役立つものと考えられます。また、アナログ（紙）教材であれば、鉛筆と消しゴムさえあればどこでも学習出来ます。反面、デジタル教材であるタブレット端末を使おうと思えば、Wi-Fi 環境整備や充電しないと使えないなどデメリットがあります。そこでデジタル教育環境とアナログ（紙）教材等の重要性についてお聞きします。					
答弁要旨					
デジタルを活かした教育につきましては、一人ひとりの習熟度に応じた個別最適な学びや、互いの意見を共有し合う協働的な学びを可能にするなど、大きな教育的効果がございます。また、本市では、児童生徒が快適に学習用端末を活用できるよう、学校のネットワーク環境の強化を進め、通信速度の向上や接続の安定化に取り組んでおります。 一方、ノートに書く、ドリルやワークを解くといった、これまでから大切にしてきた学びも、基礎的・基本的な知識や技能の定着を図る上で大変重要であると認識しております。 こうした考えのもと、本市では、ICT を効果的に活用し、児童生徒が主体的に学ぶ「長浜スタイル」の授業改善に取り組んでおります。今後も、授業の目的や学習内容に応じてアナログとデジタルを適切に組み合わせ、それぞれの良さを生かしながら、子どもたちの真の学力の向上に着実に取り組んでまいります。					

質問者	矢守 昭男	答弁者	教育長	担当課	教育改革推進課
質問要旨					
（２）タブレット端末学習により美文字が書きにくい子ども達の課題への対応について タブレット端末学習により美文字が書きにくい子ども達の課題への対応についてお聞きします。					
答弁要旨					
本市では、漢字練習や計算練習などのノート学習を通して、日常的に文字を丁寧に書く指導を大切にしております。また、書写の学習を通して、文字の形や筆順、とめ・はね・はらいを意識させ、整った文字を書く力の育成に取り組んでおります。 さらに、整った文字を書くことが苦手な子どもに対しては、一人ひとりの実態に応じて書く量や内容を工夫したり、教師が個別に助言したりするなど、きめ細かな指導に努めております。 タブレット端末を活用する中であっても、手で書くことの大切さは変わりません。今後も、読み書きの基礎を身につけさせる場面では、紙と鉛筆を用いた学習を確実に行うなど、デジタルと手書きそれぞれの良さを活かして、子どもたちの「書く力」の向上に取り組んでまいります。					

16-3 道路交通法施行令改正を踏まえた通学路の安全対策について

質問者	中川 リョウ	答弁者	教育部長	担当課	教育指導課
質問要旨					

近年、生活道路における交通事故防止の観点から、道路交通法施行令の改正やゾーン 30 プラスの導入など、歩行者を優先した交通安全対策が全国的に進められています。特に通学路の安全確保は、子どもたちの命を守る上で極めて重要な課題であり、地域住民の関心も高いものがあります。本市における通学路の安全対策の現状と課題を確認するとともに、今後の交通安全施策の方向性について、以下市の考えを伺うものです。

(1) 課題の認識について

道路交通法施行令改正やゾーン 30 プラス等の導入を踏まえ、本市における通学路の安全対策の現状と課題をどのように認識しているのか、お聞きします。

答弁要旨

道路交通法施行令の改正により、本年 9 月 1 日から、センターラインのない生活道路で、速度標識が無いところは「法定速度時速 30 キロ制限」が適用されることとなります。

また、ゾーン 30 プラスは令和 3 年 8 月から始まった制度で、法定速度 30 キロの区域規制に加え、物理的に自動車を減速させる措置をとる等、警察と道路管理者が連携して対策しているものです。

通学路の安全対策の現状としましては、3 月定例月議会でもお答えしました通り、本市では、「長浜市通学路交通安全プログラム」に基づき、関係機関で計画的な合同点検を実施し、通学路交通安全対策連絡会でハードとソフトの両面から必要な対策を検討し、各関係機関において必要な対策が講じられているところです。

安全対策の課題については、道路の構造上すぐに対策を講じることができない場合や、登校時間帯の交通量の増加への対策、登下校の見守り人員の高齢化や減少等が挙げられます。

今後は、通学路の交通安全対策の一つとして道路交通法施行令改正やゾーン 30 プラスについても視野に入れながら、関係機関と連携し、児童生徒の安全確保に向けた対策を講じてまいりたいと考えております。

17-1 部活動の地域展開に関する活動環境について

質問者	北川 陽大	答弁者	教育部長	担当課	教育指導課
質問要旨					
(1) 現在の状況について					
部活動の地域展開に向けて、その趣旨に沿い、現在、活動時間や環境など調整されています。その中で、特に教職員の働き方改革に沿う形で、生徒の部活動の時間が極端に減っていると認識しておりますが、その影響は何かでているのでしょうか。					
答弁要旨					
本市では、特に部活動が成り立たない地域や種目において、地域クラブの参入を促進するため、本年 4 月から平日の部活動時間を 45 分短縮いたしました。					
実施当初は、教員、生徒ともに戸惑いも見られましたが、練習メニューの工夫や、活動の意識づけなど教員の働きかけもあり、現在は一定浸透してきております。					
生徒たちは部活動開始前から準備を整え、目的を意識しながら集中して取り組む姿が見られ、また、限られた時間を有効活用し、活動の質を高めようとする姿も見られております。					
現在実施中の生徒へのアンケートにおいても、途中集計ではありますが、「短い時間でも集中して取り組んでいる」、「勉強や趣味、地域クラブ活動など自分がやりたいことができる時間ができた」といった肯定的な意見が、約半数となっています。					

一方で、「大会やコンクールに向けての練習不足による不安」や「モチベーションの低下」といった意見も約３割あり、市といたしましても、こうした不安の声をしっかりと受け止め、限られた時間の中でも生徒が充実感とやりがいを持って活動に取り組めるよう、学校現場と丁寧に調整を重ねながら、よりよい方向へと進めてまいりたいと考えております。

質問者	北川 陽大	答弁者	教育部長	担当課	教育指導課
質問要旨					
(２) 今後の対応について 段階的に地域移行を行うにあたり、活動時間の調整につきましても地域の受け皿や各部の活動状況に応じながら、柔軟な対応が必要だと感じます。当局のお考えを問います。					
答弁要旨					
部活動の地域展開に向けた、活動時間の調整につきましては、ご指摘の通り、部活動以外で生徒の活動の受け皿となる地域クラブの確保や配置状況を踏まえ、生徒の活動目的や目標に応じた柔軟な対応が必要と考えております。 特に、大会やコンクールの参加に際し、部活動の時間短縮による練習不足等で不安を感じていることは、生徒向けのアンケート結果や学校現場で伺った意見からも十分に認識しており、限られた時間の中でも生徒が充実した活動をできる環境づくりが必要だと考えております。 部活動の終了時間は市内全校で統一していますが、大会やコンクール前の時期を中心に、各学校の実情に応じて、教員や生徒に負担がかからない範囲で、朝練習の実施をはじめ、通常授業の短縮、掃除や学級活動といった日常活動の精選など、学校教育活動全体の中で時間の使い方を見直すなど、生徒の活動時間を生み出せるよう、取り組んでいるところです。 時間短縮する中でも、生徒がやりがいを感じながら部活動に取り組めるよう、引き続き、生徒の声を丁寧に聞き、学校、部活動現場での柔軟な対応をはかってまいります。					